

(証券コード 4241)
2020年6月8日

株 主 各 位

滋賀県東近江市上羽田町3275番地1
株 式 会 社 ア テ ク ト
代表取締役社長 小 高 得 央

第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会のご来場を見合わせいただき、書面による議決権行使を行なっていただくことを強くご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2020年6月22日（月曜日）午後5時30分（営業時間終了時）までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
 2. 場 所 滋賀県東近江市上羽田町3275番地1
株式会社アテクト 特設会場
開催場所が例年と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第51期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.atect.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

<新型コロナウイルス感染防止への対応について>

- ◎ご来場手段は、公共交通機関を利用せず、お車での来場をお願いします。
- ◎受付で検温をいたします。発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りする場合がございます。
- ◎会場入口付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ◎株主総会会場では、株主様座席の間隔を空けての着席をお願いします。また、会場席数に限りがあり、アテクト敷地内の別会場での参加になる可能性がありますので、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。
- ◎短時間開催とするため、株主総会終了後に行なう予定の経営方針説明会は中止とさせていただきます。また、工場見学会も実施いたしません。
- ◎本株主総会ではご出席者へのお土産をご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を可能な限り講じ徹底してまいります。なお、今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合は、6月16日（火）に以下のウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。
<https://www.atect.co.jp/>

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、雇用環境の改善が続く中、個人消費も緩やかに持ち直しの動きがみられましたが、消費税増税の後には力強さに欠ける状況が続いております。さらに長期化している米中貿易摩擦の動向が世界経済に与える影響や世界的な新型コロナウイルス感染拡大等もあり、極めて不確実性の高い状況が続いております。

そのような中、現有の経営資源である「ヒト・モノ・カネ」を最大限に活用した新たな事業ポートフォリオを策定し、衛生検査器材・半導体資材の2大コア事業に加え、P I M事業を将来的に高機能部品・自動車部品の2大事業に独立させ4大事業からなる企業体とするべく、新5ヶ年計画 (NP5Y-Challenge50) をスタート致しました。

その1次年度となる当連結会計年度におけるグループ連結業績は売上高で期首計画の3,100百万円 (2019年5月10日発表) に対し、122百万円の未達、営業利益においては230百万円の計画に対し、72百万円の未達となりました。主に下記2点の理由により、売上計画に乖離が生じました。

- 1) 半導体資材事業：第3四半期連結会計期間以降は米中貿易摩擦による一部顧客の在庫調整と円高・韓国ウォン／台湾ドル安の影響が生じました。更に第4四半期連結会計期間に入り、新型コロナウイルスによるパネルメーカーの操業調整等により、下半期単独で67百万円、通期においても16百万円と5期ぶりの減収となりました。
- 2) P I M事業：半導体製造設備、工作機械等の世界的需要減が続く中、予定していた直動型ベアリングをはじめとする高機能部品の受注が想定を大きく下回りました。一方で2車種の自動車ターボ部品の試作を正式受注し、保有する設備及び人的資源を鑑み、新規受注獲得の為に営業活動を一時的に抑制し、試作イベント (本イベントを経て量産を開始する自動車メーカー共通の流れ) に注力しました。また、新型コロナウイルスの関係で2020年3月稼働予定であった新規中国製焼結炉3基の立ち上げが困難になったことから、本設備で量産予定であった受注残製品の出荷が次年度に持ち越しとなりました。

尚、衛生検査器材事業においては新型コロナウイルスの影響により、外食市場先の受注は減少しましたが、中食 (惣菜やデリバリー)、内食 (食材を調理し食べる) の需要喚起により、大きな売上の減少はなく、2期連続の増収となりました。

以上の理由により、グループ連結売上高は0.7%の増収に留まりましたが、売上総利益については各事業部での原価低減活動が奏効し、過去最高の1,431百万円 (売上総利益率48.1%)、58百万円の増益となりました。一方で次代の中核事業として見据える自動車部品事業の研究開発費、開発用設備の減価償却費、幹部社員の採用費等の増加により、販売管理費は過去最高の1,273百万円 (前期比110百万円増) を計上、グループ連結営業利益は52百万円の減益となりました。

また、役員による新株予約権の戻入、固定資産売却等により27百万円の特別利益を計上しました。一方で中期経営計画における事業再編により、設備の除却及び減損等による特別損失89百万円を計上致しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,977百万円（前期比0.7%増）、営業利益157百万円（前期比24.9%減）、経常利益126百万円（前期比34.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は38百万円（前期比69.8%減）となりました。

セグメント別の経営成績は次の通りであります。

【P I M（パウダー・インジェクション・モールディング）事業】

1) 高機能部品

当連結会計年度における新規受注案件は高機能部品26件、材料販売4件、高機能部品の主な内訳は直動型ベアリング追加5件（累計9件）、F A機器関連部品3件、セラミックス製CMOSセンサー部品等、上半期までに新規案件を数多く受注しました。一方で前連結会計年度に獲得した直動型ベアリングをはじめとする高機能部品の量産展開は半導体製造設備や工作機械関連部品が長引く米中貿易摩擦の影響により、想定を大幅に下回る結果となりました。

また、第3四半期連結会計期間以降は下述の自動車部品試作イベントに注力すべく、積極的な新規受注案件獲得の為の営業活動の一時抑制と新型コロナウイルスによる新規中国製焼結炉の導入立ち上げが困難になったことから高機能部品12品番の検定・検収が次年度に持ち越しとなり、期首の売上計画から大きく乖離しました。

2) 自動車部品：V G（Variable Geometry）ターボ部品

従来工法であるファインブランキング（プレス）やロストワックス等ではコスト、品質面での両立が厳しくなっていることから、国内大手ターボメーカーより、当社P I M工法によるノズルベーンを含む数種類の部品製造への引き合いが増えております。2車種5品番の試作の正式受注獲得に加え、既存の製品に対してコストダウンにつながる代替案（V A提案）として当社への切替案件も進行中です。第3四半期連結会計期間以降はP I M事業の経営資源である「ヒト・モノ・カネ」をこれら試作イベントに注力して参りましたが、新型コロナウイルスの関係により、客先である自動車メーカー及びターボメーカー関連各部門との間で予定していた計画が遅延しております。少なくとも当試作イベント全体のスケジュールに半年間の遅れが生じる見込みであり、量産開始時期の再スケジュールを含む、新5ヶ年計画（NP5Y-Challenge50）の見直しを検討中です。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は115百万円（前期比1.2%増）、営業利益44百万円（前期比1.6%増）となりました。

【衛生検査器材事業】

新5ヶ年計画（NP5Y-Challenge50）において、コアビジネスであり安定継続事業として位置付ける本事業はここ数年、安定した売上高を堅持しております。当連結会計年度における新たな取り組みとして、社内ITシステム・営業企画部門によるクロスファンクショナルチームを作り、当社が取引実績のある国内16,000社の顧客情報から、購買動向を基にデータマイニング（収集・分析）を実施、受注が途切れていた顧客への受注復活の為のアプローチとテレマーケティングのみではフォローが不十分であった顧客に対し、2019年3月に開設した東京営業所を起点とした訪問営業を始めました。更に刷新したホームページをフル活用し、インバウンド業務をこれまで以上に強化、24時間以内の対応完了による失注防止策を講じました。これらの新たな取り組みを行う上で、長年、コールセンター社員の定着率の低さによるコール数不足や商品知識が希薄であるが故のきめ細やかな営業活動の欠如などがありました。2年前より、滋賀県での正社員採用と待遇及び職場環境の改善により、離職率が大幅に低減され、コールセンター社員の個々のスキルアップが図れたことが奏効したと考えております。成熟期に入ったとされる本事業において、2期連続で増収となりました。

また、原価面においては収益率の高い培地製品の販売が好調であったことに加え、シャーレ製造部門では無人搬送車（AGV）による全自動搬送システムが完成し、モノづくり力が格段に進化し、売上総利益は772百万円（売上総利益率49.2%）前期比83百万円の大増となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,570百万円（前期比2.4%増）、営業利益は49百万円（前期比1.2%増）となりました。

【半導体資材事業】

本事業は当社スペーサーテープを2.7倍消費する4Kテレビの比率拡大の一途により、第47期から4期連続で20%前後の成長を続け、4年目の当連結会計年度で売上数量は2倍近くに達する予定でしたが、第3四半期連結会計期間以降、米中貿易摩擦による一部顧客の在庫調整と円高・韓国ウォン／台湾ドル安の影響、第4四半期連結会計期間においては新型コロナウイルスによるパネルメーカーの操業調整など下半期単独での数量は1.3%増に留まり、為替の影響により、売上高は前期比67百万円の減収となりました。通期での出荷数量も9%増となり、為替の影響により16百万円の減収となり、5期ぶりのマイナス成長となりました。

新5ヶ年計画（NP5Y-Challenge50）達成の上で本事業を安定成長事業として位置付け、グループ成長戦略の担い手である方針に変更はありませんが、厳しさと不透明感を増す、国際情勢の中で4Kテレビの更なる比率拡大、スマートフォン向け対応へのシフトなどPIM事業と併せ、新5ヶ年計画（NP5Y-Challenge50）の見直しを検討中です。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,292百万円（前期比1.3%減）、営業利益63百万円（前期比45.7%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施致しました企業集団の設備投資の総額は375百万円で、その主なものは次のとおりであります。

| | |
|----------|-------------------|
| P I M事業 | 焼結炉、成形機 等 |
| 衛生検査器材事業 | シャーレ自動梱包システム 等 |
| その他 | 工場監視システム、職場環境改善 等 |

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

| 区 分 | 第48期 2016年4月1日から 2017年3月31日まで | 第49期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで | 第50期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで | 第51期(当連結会計年度) 2019年4月1日から 2020年3月31日まで |
|---------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 売 上 高 | 2,483,147 | 2,669,036 | 2,955,878 | 2,977,990 |
| 経 常 利 益 | 137,180 | 109,417 | 194,053 | 126,685 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 51,024 | 82,508 | 127,093 | 38,418 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益(円) | 11.99 | 19.14 | 29.23 | 8.76 |
| 総 資 産 | 5,589,710 | 5,877,779 | 5,362,475 | 5,338,581 |
| 純 資 産 | 1,493,037 | 1,556,453 | 1,665,922 | 1,626,964 |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額(円) | 334.68 | 347.41 | 370.93 | 366.09 |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

| 区 分 | 第48期 2016年4月1日から 2017年3月31日まで | 第49期 2017年4月1日から 2018年3月31日まで | 第50期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで | 第51期(当事業年度) 2019年4月1日から 2020年3月31日まで |
|---------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--|
| 売 上 高 | 2,495,826 | 2,736,318 | 3,027,278 | 3,042,790 |
| 経 常 利 益 | 93,243 | 73,198 | 166,263 | 118,516 |
| 当 期 純 利 益 | 12,338 | 49,372 | 91,944 | 28,282 |
| 1 株 当 た り 当 期 純 利 益(円) | 2.90 | 11.45 | 21.15 | 6.45 |
| 総 資 産 | 6,011,959 | 6,266,864 | 5,737,914 | 5,662,190 |
| 純 資 産 | 1,779,204 | 1,817,764 | 1,900,683 | 1,884,352 |
| 1 株 当 た り 純 資 産 額(円) | 401.24 | 407.66 | 424.52 | 424.58 |

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

(5) 対処すべき課題

当グループでは、将来の拡大成長戦略に向けた研究開発や即戦力人材の採用等の先行投資を早期に回収することが喫緊の課題となっております。

また人材確保、増産対応の為の人員確保についても、今後も更に拡大する半導体資材事業と次代の中核事業となるP I M事業において、大きな課題となっております。

このような背景の中、現有の経営資源である「ヒト・モノ・カネ」を最大限に活用した新たな事業ポートフォリオを策定し、衛生検査器材・半導体資材の2大コア事業に加え、P I M事業を将来的に高機能部品・自動車部品の2大事業に独立させ4大事業からなる企業体とするべく、新5ヶ年計画（NP5Y-Challenge50）をスタート致しましたが、長引く米中貿易摩擦及び世界的に猛威を振るう新型コロナウイルスの影響など、2021年3月期の事業計画と共に見直しを検討しています。

① P I M事業

自動車用ディーゼルターボエンジン部品量産に向けた基本合意契約を締結し、その試作イベントに注力して参りましたが、新型コロナウイルスの関係により、客先である自動車メーカー及びターボメーカー関連各部門との間で予定していた計画が遅延しております。少なくとも全体のスケジュールに半年間の遅れが生じる見込みであり、量産開始時期の再スケジュールと営業活動が停滞している高機能部品の販売を含む、新5ヶ年計画（NP5Y-Challenge50）の見直しを検討中です。

② 衛生検査器材事業

2019年3月に東京営業所を開設し、「大口顧客獲得」「訪問販売」を目的とした、フェイスtoフェイスの営業による拡販活動を行って参りましたが、さらに大阪やその他の都道府県に営業所を増設し販売の拡大に努めて参ります。

③ 半導体資材事業

新5ヶ年計画（NP5Y-Challenge50）達成の上で本事業を安定成長事業として位置付け、グループ成長戦略の担い手である方針に変更はありませんが、厳しさと不透明感を増す、国際情勢の中で4Kテレビの更なる比率拡大、スマートフォン向け対応へのシフトなどP I M事業と併せ、新5ヶ年計画（NP5Y-Challenge50）の見直しを検討中です。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2020年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 当社の 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|------------------|------------|--------------------|------------------------|
| 安泰科科技股份有限公司 | 4,000千NTドル | 100.0% | 半導体資材事業 |
| 株式会社アテクト코리아 | 5,540百万KRW | 100.0% | 半導体資材事業 |
| 上海昂統快泰商贸有限公司 | 1,400千元 | 100.0% (100.0%) | 衛生検査器材事業 |
| 株式会社アテクトエンジニアリング | 10,000千円 | 100.0% | PIM事業、衛生検査器材事業、半導体資材事業 |

(注) 1. 「当社の議決権比率」欄の()内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。

2. 安泰科科技股份有限公司は2014年3月末時点で休眠会社となっております。

3. 上海昂統快泰商贸有限公司は、安泰科科技股份有限公司が株式を100%所有しております。

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

PIM事業 : 粉末射出成形による材料・部品等の製造及び販売

衛生検査器材事業 : ディスポーザブル器材、衛生管理用品の製造及び販売、衛生管理指導及び教育サービス、遺伝子同定サービス

半導体資材事業 : LSI用スペーサーテープ、リーダーテープ等の製造及び販売

(8) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

| 名称 | 所在地 |
|-------------------------|-------------|
| 本社及び工場 | 滋賀県 東近江市 |
| 東京営業所 | 東京都 中央区 |
| 日商安泰科股份有限公司台湾分公司 (台湾支店) | 中華民国 台北市 |
| 株式会社アテクト (韓国支店) | 大韓民国 京畿道水原市 |

② 子会社

| 名称 | 所在地 |
|------------------|-------------|
| 安泰科科技股份有限公司 | 中華民国 台北市 |
| 株式会社アテクト코리아 | 大韓民国 京畿道平澤市 |
| 上海昂統快泰商貿有限公司 | 中華人民共和國 上海市 |
| 株式会社アテクトエンジニアリング | 滋賀県 東近江市 |

(注) 安泰科科技股份有限公司は2014年3月末時点で休眠会社となっております。

(9) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|------|-------------|
| 107人 | 7名増 |

(注) 上記使用人には、使用人兼務取締役及び臨時使用人 (パートタイマー、嘱託、契約社員、顧問及び派遣社員) は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

| 区分 | 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|--------|--------|-----------|-------|--------|
| 男子 | 30〔4〕人 | 1名減 | 44.2歳 | 6.3年 |
| 女子 | 25〔5〕人 | — | 34.5歳 | 3.5年 |
| 合計又は平均 | 55〔9〕人 | 1名減 | 39.8歳 | 5.0年 |

(注) 1. 使用人数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

2. 使用人数は就業人員であり、使用人数欄の〔 〕内は、パートタイマー、嘱託、契約社員、及び派遣社員の年間平均雇用人数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 借入先 | 借入金残高 |
|--------------|---------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 733,610 |
| 株式会社滋賀銀行 | 614,775 |
| 株式会社三井住友銀行 | 568,710 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 308,500 |
| 株式会社日本政策金融公庫 | 291,120 |
| 日本生命保険相互会社 | 160,000 |
| 株式会社京都銀行 | 119,873 |
| 株式会社新生銀行 | 103,430 |
| 株式会社みずほ銀行 | 58,250 |
| 株式会社関西みらい銀行 | 54,991 |
| 株式会社池田泉州銀行 | 46,728 |

(注) 借入金残高は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(11) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上重要な課題の一つとして考えており、業績の伸長に合わせて、長期的な視野に立ち、安定かつ継続的な利益還元を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、当期の業績を勘案するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大による不確実な状況に備え、内部留保により資金を確保し、PIM事業の着実な推進と雇用維持を図るため、1株あたり3円とさせていただきます。

引続き業績の回復に全社を上げて対処し、早期に増配できるよう努力して参ります。

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,960,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,416,100株（自己株式15,688株を含む）
- (3) 株主数 1,830名

(4) 大株主（上位10名）

| 株主名 | 持株数(株) | 持株比率(%) |
|-------------------------------------|-----------|---------|
| 小 高 得 央 | 1,850,800 | 42.05 |
| 佐 藤 弘 之 | 179,500 | 4.07 |
| 岩 橋 陽 介 | 120,700 | 2.74 |
| 早 川 満 | 107,620 | 2.44 |
| 東 ケ 崎 尚 美 | 95,280 | 2.16 |
| 上 田 八 木 短 資 株 式 会 社 | 95,100 | 2.16 |
| 株 式 会 社 S B I 証 券 | 91,265 | 2.07 |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 | 67,300 | 1.52 |
| 楽 天 証 券 株 式 会 社 | 60,900 | 1.38 |
| 原 田 正 剛 | 43,100 | 0.97 |

(注) 持株比率は、自己株式数（15,688株）を控除して算出しており、表示桁数未満は切捨てで表記しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日におけるストックオプションとしての新株予約権の状況

- ① 2016年8月9日開催の取締役会決議に基づき発行した第15回新株予約権
- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| 新株予約権の数 | 293個 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の目的である株式の数 | 29,300株 |
| 保有者数 | 取締役 1人 使用人 9人 子会社役員 1人 |
| 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 新株予約権の行使価額 | 1株当たり 904円 |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 | 1株当たり 452円 |
| 新株予約権の権利行使期間 | 2018年8月10日から 2021年8月9日まで |
- ② 2018年8月8日開催の取締役会決議に基づき発行した第16回新株予約権
- | | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| 新株予約権の数 | 253個 (新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の目的である株式の数 | 25,300株 |
| 保有者数 | 使用人 18人 子会社役員 1人 子会社使用人 1人 |
| 新株予約権の発行価額 | 無償 |
| 新株予約権の行使価額 | 1株当たり1,278円 |
| 新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 | 1株当たり 639円 |
| 新株予約権の権利行使期間 | 2021年8月9日から 2024年8月8日まで |

・上記のうち取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

| 区分 | 回次(行使価額) | 行使期間 | 個数 | 保有者数 |
|-------------------|--------------|-----------------------------|------|------|
| 取締役 (社外取締役を除く) | 第15回 (904円) | 2018年8月10日から 2021年8月9日まで | 168個 | 1名 |

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度末日後に付与したストックオプションとしての新株予約権の状況

2020年4月15日開催の取締役会決議に基づき発行した第17回新株予約権

新株予約権の数 485個
(新株予約権1個につき100株)

新株予約権の目的である株式の数 48,500株

保有者数 使用人 19人 子会社役員 1人
子会社使用人 1人

新株予約権の発行価額 無償

新株予約権の行使価額 1株当たり 880円

新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額 1株当たり 440円

新株予約権の権利行使期間 2023年4月16日から
2026年4月15日まで

4. 会社役員に関する事項

(1) 当事業年度末日における取締役及び監査役の状況

| 当社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|----------|------|--|
| 代表取締役社長 | 小高得央 | 安泰科科技股份有限公司董事 |
| 代表取締役専務 | 香川恵一 | 株式会社アテクト코리아 代表取締役社長 株式会社アテクトエンジニアリング 代表取締役社長 上海昂統快泰商贸有限公司董事長 安泰科科技股份有限公司董事長 |
| 取締役 | 古田芳浩 | 株式会社アテクト코리아 監査役 株式会社アテクトエンジニアリング 取締役 |
| 取締役 | 清水盛明 | ベガサスミシン製造株式会社 取締役会長執行役員 |
| 常勤監査役 | 樋野勝秀 | — |
| 監査役 | 内海和夫 | — |
| 監査役 | 草地邦晴 | 御池総合法律事務所 パートナー |

- (注) 1. 取締役 清水盛明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 内海和夫及び草地邦晴の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 内海和夫氏は、シャープ株式会社及び同社の米国子会社において長年にわたって経理業務に携わっており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 草地邦晴氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するも

- のであります。
5. 取締役 清水盛明、監査役 内海和夫及び草地邦晴の各氏は、東京証券取引所における有価証券上場規程に定める独立役員であります。

(2) 当事業年度中に退任した取締役及び監査役
該当事項はありません。

(3) 取締役の地位及び担当等の異動

① 当事業年度中に以下の取締役の重要な兼職の状況の異動がありました。

| 氏名 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|---------|---|---|------------|
| 小 高 得 央 | 代表取締役社長 安泰科科技股份有限公司董事 | 代表取締役社長 株式会社アテクト코리아 代 表取締役社長 株式会社アテクトエンジニア リング 代表取締役社長 上海昂統快泰商貿有限公司董 事長 安泰科科技股份有限公司董事長 | 2019年7月12日 |
| 香 川 恵 一 | 代表取締役専務 株式会社アテクト코리아 代 表取締役社長 株式会社アテクトエンジニア リング 代表取締役社長 上海昂統快泰商貿有限公司董 事長 安泰科科技股份有限公司董事長 | 代表取締役専務 株式会社アテクト코리아 取 締役 株式会社アテクトエンジニア リング 取締役 安泰科科技股份有限公司董事 | 2019年7月12日 |
| 古 田 芳 浩 | 取締役 株式会社アテクト코리아 監 査役 株式会社アテクトエンジニア リング 取締役 | 取締役 株式会社アテクト코리아 監 査役 株式会社アテクトエンジニア リング 監査役 | 2019年7月12日 |

② 事業年度末日後に以下の取締役の重要な兼職の状況の異動がありました。

| 氏名 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|---------|--|---|-----------|
| 香 川 恵 一 | 代表取締役副社長 株式会社アテクト코리아 代 表取締役社長 株式会社アテクトエンジニア リング 代表取締役社長 上海昂統快泰商貿有限公司董 事長 安泰科科技股份有限公司董事長 | 代表取締役専務 株式会社アテクト코리아 代 表取締役社長 株式会社アテクトエンジニア リング 代表取締役社長 上海昂統快泰商貿有限公司董 事長 安泰科科技股份有限公司董事長 | 2020年4月1日 |

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 支給人員(名) | 報酬等の総額(千円) |
|-----------|---------|------------|
| 取締役 | 4 | 89,112 |
| (うち社外取締役) | (1) | (3,000) |
| 監査役 | 3 | 13,100 |
| (うち社外監査役) | (2) | (6,600) |
| 計 | 7 | 102,212 |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の株主総会決議において年額200百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内）（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2005年6月24日開催の株主総会決議において年額15百万円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

| 区 分 | 氏 名 | 兼職の状況 | 関 係 |
|-----|---------|----------------------------|-------|
| 取締役 | 清 水 盛 明 | ペガサスミシン製造株式会社 取締役会長執行役員 | (注) 1 |
| 監査役 | 草 地 邦 晴 | 御池総合法律事務所 パートナー | (注) 2 |

- (注) 1. 取締役 清水盛明氏が兼職している他の法人等と当社との間には重要な関係はありません。
2. 監査役 草地邦晴氏が兼職している他の法人等と当社との間には重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名 | 主な活動状況 |
|-----|---------|--|
| 取締役 | 清 水 盛 明 | 清水氏は、取締役会17回中14回に出席し、上場会社の取締役としての知見に基づき、発言を行っております。 |
| 監査役 | 内 海 和 夫 | 内海氏は、取締役会17回中及び監査役会20回中すべてに出席し、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監査役 | 草 地 邦 晴 | 草地氏は、取締役会17回中16回及び監査役会20回中すべてに出席し、弁護士として培った法務に関する知見に基づく専門的な見地を当社の経営に反映するという観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当社の社外取締役及び社外監査役は、会社法第423条第1項の責任につき、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

5. 会計監査人に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 会計監査人の名称

ひびき監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

16,500千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

16,800千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社の重要な子会社のうち、(株)アテクト코리아は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である海外支店経費集計に係る意見書の作成業務についての対価を支払っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定とする契約を締結することができる旨の規定を定款第43条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人に適正な監査の遂行に支障をきたす事由が生じると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要

当社は、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制を整備するための方針として、内部統制システム構築の基本方針を定めており、取締役会において決議した内容は以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号）
 - ① 取締役は、自ら率先して当社行動規範を遵守・実践し、使用人の模範となるとともに、善良なる管理者の注意をもって会社のため、忠実にその職務を執行する。
 - ② すべての取締役、監査役、使用人が法令等の遵守を実現するために「コンプライアンスマニュアル」を制定し、これを当社におけるコンプライアンスの手引きとし、コンプライアンスの周知・徹底を図る。
 - ③ コンプライアンス責任者を代表取締役とし、コンプライアンスに関する課題を検討し、リスクを事前に回避するため、コンプライアンス・人事評価報酬委員会を取締役会内に設置し、全社のコンプライアンス推進体制を整備する。また、反社会的勢力との関係遮断・排除の社内体制の整備、内部統制室によるグループ全体の業務の適正性のチェック等を実施する。
 - ④ コンプライアンス・人事評価報酬委員会内に「内部通報制度運用規程」に定める窓口を設置する。

- ⑤ 当社及び子会社の使用人は、コンプライアンス上の不正な事実を知った場合、「内部通報制度運用規程」に定める窓口で報告・相談をする。但し、「内部通報制度運用規程」に定める窓口で報告・相談することに不都合がある場合は、コンプライアンス担当取締役で報告・相談をする。「内部通報制度運用規程」に定める窓口及びコンプライアンス・人事評価報酬委員会、或いはコンプライアンス担当取締役は、報告者の秘密を厳守し、報告・相談をしたことによって、報告者に不利益な処遇は一切されない。また、外部からの苦情を受けた場合は、速やかにコンプライアンス担当取締役に報告・相談をする。
- ⑥ 違反者に対しては「懲罰委員会規程」に基づき、制裁を実施するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項（会社法施行規則第100条第1項第1号）

- ① 当社は、業務上取り扱う情報について、「情報システム運用管理規程」、「営業秘密管理規程」に基づき、厳格かつ適切に管理する体制を整備する。
- ② 個人情報については、法令、「個人情報保護基本規程」及び「特定個人情報取扱規定」に基づき厳格かつ適切に管理する。
- ③ 「文書取扱規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という）に記録し、保存する。
- ④ 取締役及び監査役は、「文書取扱規程」に定めるとおり、常時、これら文書等を閲覧できるものとする。
- ⑤ 情報開示については、「情報開示規程」に基づき、厳格かつ適切に管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

- ① 当社は、当社の主要リスクを経営の意思決定と業務の執行に係るリスク、法令違反リスク、環境保全リスク、製品・サービスの品質リスク、情報セキュリティリスク、災害リスクであると認識し、予防的に可能な対策をできる限り施すことを基本とする。これらのリスクに対応するために、リスク管理委員会及び事前評価審議会を設置する。
 - ・ 取締役及び使用人は「職務権限規程」に基づき付与された権限の範囲内で事業活動し、その事業活動に伴う損失（リスク）発生の可能性に注意を払い管理する。付与された権限を越える事業活動を行う場合には「稟議決裁規程」等に基づき、全社的に当該事業活動に関する損失（リスク）を管理する。

- ・ 「印章取扱規程」の改正による印章取扱の厳格化を行い管理を強化する。
- ・ 「コンプライアンスマニュアル」により、コンプライアンス意識の向上に努める。
- ・ 環境基本法を始めとする環境関連法規を遵守するべく、ISO14001：2004規格に従って構築された環境マネジメントシステムに基づいた運用管理を実施する。
- ・ ISO9001：2008規格に従って構築された品質マネジメントシステムに基づいて、クレーム処理、是正処置、予防処置を実施する。特に、重要な問題に対しては、品質保証部が主管となり対応し対策を講じる。
- ・ 「文書取扱規程」、「情報システム運用管理規程」、「営業秘密管理規程」、「個人情報保護基本規程」、「発明考案取扱規程」を基に、全社的な情報資産の機密性、安全性、可用性を確保することを目的とした情報セキュリティ・ポリシーを策定する。
- ・ 事故・災害に対しては、営業を継続するために必要な費用は各種損害保険等の加入により不測の事態に備えるほか、法令順守を前提に環境マネジメントシステムも含めて防火・防災組織体制を整備し、定期的に避難訓練と合わせた、防火・防災訓練を実施する。
- ・ 不正行為に対する牽制のため、社外からの郵送物の内容確認を適宜実施する。

② 重大な事故、災害が発生した場合には、事前に設定した緊急マニュアルに沿って行動する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

- ① 取締役会は月1度以上開催するほか、経営上の重要課題に迅速に対応するため、常勤の役員は必要に応じてミーティングを行い、重要な意思決定に関して情報交換を行う。
- ② 当社は、社会経済情勢・業界動向・事業状況を踏まえた経営方針に基づき、必要に応じて中期経営計画を策定し、適宜計画を見直す。中期経営計画は、業務遂行上の基本方針及び中期課題として各本部に周知徹底する。
- ③ 年次予算は、「予算管理規程」に基づき、決定する。
- ④ 部門別予算の執行状況及び差異分析の結果は、毎月、取締役会に報告される。
- ⑤ 基幹システムにより、適法、適正かつ迅速な財務報告を実現することに加え、効率的に内部統制を進める手段として活用する。

- ⑥ 組織ミッション、個人の役割を明確にし、予算に基づき、全社事業計画から組織目標、更には個人目標まで一貫性を持った成果責任目標を設定するとともに、職務遂行・成果達成に必要な能力・行動特性であるコンピテンシー目標を設定し、これらの目標の達成度評価に基づいた正社員人事・報酬制度を運用する。
 - ⑦ 各部門は、業務執行プロセスの効率改善を上記の目標におりこみ、実行するとともに、内部統制室が各部門の業務執行プロセスを監査し、監査結果を被監査部門に還元し、その改善を行う。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)
- 子会社についても経営理念の周知徹底を図り、業務の適正を確保するものとする。国内外の子会社の管理体制を整備し、「子会社管理規程」を定め子会社の状況に応じて適正な指導・監督を行う。また、子会社の取締役は必要に応じて当社の取締役会及び重要なミーティングに参加し適宜適切に業務報告を行うものとする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号及び第3号)
- ① 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、取締役は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。
 - ② 当該使用人の任命、異動、評価、指揮命令権限等は、監査役の事前の同意を得るものとし、当該使用人の取締役からの独立を確保する。
- (7) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
 - ロ 子会社の取締役及び監査役並びに使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- (会社法施行規則第100条第3項第4号)
- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議への出席を始めとして、監査役が必要と判断した会議に出席できる。
 - ② 監査役は、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、監査役が必要と判断した場合、当社及び子会社の取締役及び使用人に該当書類の提示や説明を求めることができる。
 - ③ 当社及び子会社の取締役及び使用人が会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、監査役に報告する。

- (8) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第5号)
内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いの禁止を定めている。
- (9) 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他当該職務の執行において生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第6号)
取締役及び使用人は、監査役が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求する時は、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第7号)
- ① 代表取締役は、定期的に監査役と情報交換を行う。
 - ② 監査役は、内部統制室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら、監査役監査の実効性確保を図る。
 - ③ 監査役は、監査の実施に当り必要と認める時は、自らの判断で、弁護士、公認会計士、その他の外部専門家を活用できる。
 - ④ 取締役並びに使用人は、法定の事項に加え、内部監査の実施状況を監査役に報告しなければならない。また、内部通報制度による通報状況及び内容、社内不祥事、法令違反事案のうち重要なものは監査役に報告しなければならない。

(11)財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制（金融商品取引法第24条の4の4及び第193条の2第2項）

当社及びグループ会社は金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるよう内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行うものとする。

また、財務報告に係る内部統制において、各組織（者）は以下の役割を確認する。

- ① 取締役は、組織のすべての活動において最終的な責任を有しており、本基本方針に基づき内部統制を整備・運用する。
- ② 取締役会は、取締役の内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有しており、財務報告とその内部統制が確実に実行されているか取締役を監視、監督する。
- ③ 監査役は、独立した立場から、財務報告とその内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する。
- ④ 内部統制室は、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部監査活動を通じ内部統制の整備及び運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善策を取締役並びに取締役会に提唱する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

上記の内部統制システムの基本方針に基づき、当社は具体的な取り組みを実施するとともに、その実効性につき内部統制室が評価し、その結果を代表取締役社長に報告しております。また、人事・総務部及び内部統制室が中心となり、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する意識づけを実施しております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------|-----------|---------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 1,467,735 | 流動負債 | 1,248,189 |
| 現金及び預金 | 524,831 | 支払手形及び買掛金 | 359,052 |
| 受取手形及び売掛金 | 422,402 | 一年内返済予定の長期借入金 | 657,878 |
| 商品及び製品 | 255,587 | リース債務 | 13,649 |
| 仕掛品 | 24,180 | 未払金 | 64,864 |
| 原材料及び貯蔵品 | 171,994 | 未払法人税等 | 13,004 |
| その他 | 69,709 | 賞与引当金 | 53,854 |
| 貸倒引当金 | △971 | 設備関係支払手形 | 28,730 |
| 固定資産 | 3,870,846 | その他 | 57,154 |
| 有形固定資産 | 3,659,667 | 固定負債 | 2,463,428 |
| 建物及び構築物 | 1,057,090 | 長期借入金 | 2,402,109 |
| 機械装置及び運搬具 | 684,028 | リース債務 | 45,472 |
| 土地 | 1,539,795 | 繰延税金負債 | 56 |
| 建設仮勘定 | 215,834 | 退職給付に係る負債 | 13,641 |
| その他 | 162,918 | その他 | 2,148 |
| 無形固定資産 | 92,402 | 負債合計 | 3,711,617 |
| その他 | 92,402 | (純資産の部) | |
| 投資その他の資産 | 118,777 | 株主資本 | 1,688,101 |
| 投資有価証券 | 3,542 | 資本金 | 809,639 |
| 繰延税金資産 | 86,801 | 資本剰余金 | 729,639 |
| その他 | 29,343 | 利益剰余金 | 156,664 |
| 貸倒引当金 | △910 | 自己株式 | △7,842 |
| | | その他の包括利益累計額 | △77,142 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 1,540 |
| | | 為替換算調整勘定 | △78,683 |
| | | 新株予約権 | 16,005 |
| | | 純資産合計 | 1,626,964 |
| 資産合計 | 5,338,581 | 負債純資産合計 | 5,338,581 |

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------|-----------|
| 売上高 | 2,977,990 |
| 売上原価 | 1,546,967 |
| 売上総利益 | 1,431,023 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,273,814 |
| 営業利益 | 157,208 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 128 |
| 受取賃貸料 | 306 |
| 還付金収入 | 183 |
| 助成金収入 | 20,175 |
| 補助金収入 | 4,542 |
| その他 | 849 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 17,490 |
| 減価償却費 | 27,499 |
| 為替差損 | 9,096 |
| その他 | 2,621 |
| 経常利益 | 56,708 |
| 特別利益 | 126,685 |
| 固定資産売却益 | 5,188 |
| 新株予約権戻入益 | 19,436 |
| 保険差益 | 3,207 |
| 特別損失 | |
| 固定資産売却損 | 26,873 |
| 固定資産除却損 | 9,736 |
| 減損損失 | 52,562 |
| 税金等調整前当期純利益 | 89,171 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 65,346 |
| 法人税等調整額 | 21,292 |
| 当期純利益 | 5,634 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 26,927 |
| | 38,418 |
| | 38,418 |

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | |
|-------------------------------|---------|---------|---------|--------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 2019年4月1日残高 | 797,701 | 717,701 | 162,049 | △7,722 | 1,669,730 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | 11,938 | 11,938 | | | 23,876 |
| 剰余金の配当 | | | △43,803 | | △43,803 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 38,418 | | 38,418 |
| 自己株式の取得 | | | | △120 | △120 |
| 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額) | | | | | |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 11,938 | 11,938 | △5,384 | △120 | 18,371 |
| 2020年3月31日残高 | 809,639 | 729,639 | 156,664 | △7,842 | 1,688,101 |

| | その他の包括利益累計額 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------------|------------------|----------------------|---------------|---------|-----------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換 算調 整勘 定 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 2019年4月1日残高 | 969 | △45,921 | △44,952 | 41,144 | 1,665,922 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 新株の発行(新株予約権の行使) | | | | | 23,876 |
| 剰余金の配当 | | | | | △43,803 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | 38,418 |
| 自己株式の取得 | | | | | △120 |
| 株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額) | 571 | △32,762 | △32,190 | △25,138 | △57,329 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | 571 | △32,762 | △32,190 | △25,138 | △38,958 |
| 2020年3月31日残高 | 1,540 | △78,683 | △77,142 | 16,005 | 1,626,964 |

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数 4 社

連結子会社の名称

安泰科科技股份有限公司、(株)アテクトコア、上海昂統快泰商貿有限公司、(株)アテクトエンジニアリング

② 非連結子会社名

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの … 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ロ. たな卸資産

商品及び製品

… 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

仕掛品

… 移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品

… 主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

… 定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～47年

機械装置及び運搬具 2年～15年

- ロ. 無形固定資産 … 定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
- ハ. リース資産 … 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ. 賞与引当金 …… 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- イ. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社のうち、上海昂統快泰商貿有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同社の3月31日現在で仮決算を行いその計算書類を使用しております。
なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。
- ロ. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(4) 表示方法の変更

連結貸借対照表

前連結会計年度まで、固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「退職給付に係る負債」（前連結会計年度10,077千円）は、重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

連結損益計算書

前連結会計年度まで、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「補助金収入」（前連結会計年度53千円）は、重要性が増したため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

また、前連結会計年度において独立掲記しておりました営業外収益の「スクラップ売却益」（前連結会計年度406千円）は、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「その他」に含めて表示しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

| | |
|----|-------------|
| 建物 | 527,504千円 |
| 土地 | 1,525,693千円 |
| 計 | 2,053,198千円 |

担保に係る債務

| | |
|---------------|-------------|
| 一年内返済予定の長期借入金 | 32,702千円 |
| 長期借入金 | 967,298千円 |
| 計 | 1,000,000千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 …………… 1,803,986千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 の株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度末の 株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式 | 4,395,900 | 20,200 | — | 4,416,100 |

(変動事由の概要)

ストック・オプションの権利行使による増加 20,200株

(2) 自己株式の数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 の株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度末の 株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式 | 15,595 | 93 | — | 15,688 |

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 93株

(3) 配当に関する事項

①配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|---------------|--------------|----------------|----------------|
| 2019年5月10日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 43,803 | 10.00円 | 2019年 3月31日 | 2019年 6月21日 |

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当の総額 (千円) | 1株当たり 配当額 | 基準日 | 効力発生日 |
|--------------------|-------|-------|---------------|--------------|----------------|----------------|
| 2020年5月12日 取締役会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 13,201 | 3.00円 | 2020年 3月31日 | 2020年 6月24日 |

(4) 新株予約権等に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 の株式数 | 当連結会計年度 増加株式数 | 当連結会計年度 減少株式数 | 当連結会計年度末の 株式数 |
|-------|-------------------|------------------|------------------|------------------|
| 普通株式 | 109,900 | — | 80,600 | 29,300 |

(注) 権利行使期間の初日が到来していないものは除いております。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主にP I M、衛生検査器材や半導体資材等の製造販売事業を行うための事業計画や設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門において取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する等の方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

| | 連結貸借対照表 計上額（*） | 時価（*） | 差額 |
|---------------|-------------------|-------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 524,831 | 524,831 | — |
| (2) 受取手形及び売掛金 | 422,402 | 422,402 | — |
| (3) 投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 3,542 | 3,542 | — |
| (4) 支払手形及び買掛金 | (359,052) | (359,052) | — |
| (5) 未払金 | (64,864) | (64,864) | — |
| (6) 未払法人税等 | (13,004) | (13,004) | — |
| (7) 設備関係支払手形 | (28,730) | (28,730) | — |
| (8) 長期借入金 | (3,059,987) | (3,062,755) | 2,768 |
| (9) リース債務 | (59,121) | (58,036) | △1,084 |

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5)未払金、(6)未払法人税等、並びに(7)設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）、並びに(9)リース債務（一年内返済予定のリース債務を含む）

これらの時価については、元利金の合計額を同様の借入を新規に行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

5. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 366円09銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 8円76銭 |

6. 重要な後発事象に関する注記

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、2020年4月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社従業員、当社子会社役員及び当社子会社従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することにつき決議しました。

I. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

この度のストックオプションは前回（第16回：2018年8月）同様、当社役員への付与は致しません。

2年前にスタートした経営改革（財務健全化）の推進、1年前に立案した新5ヶ年計画（成長・拡大戦略）を実現するには、当社管理職の働きいかにかかっております。よって、各事業の中核となる管理職に企業経営への参画意識を持たせ、業績向上と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、自社の成長の為の努力を最大の目的とし発行致します。

更に人材流出の防止、社外からの優秀人材の確保、自己資本の充実の点においても有効であると判断し、決定致しました。

II. 発行要領

1 新株予約権の名称 第17回新株予約権

2 新株予約権割当て対象者の区分及びその人数

当社従業員 19名

当社子会社役員 1名（※）

当社子会社従業員 1名

※韓国100%子会社役員であり、当社の管理職待遇である。

3 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数の調整をするものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と合併を行う場合、当社が会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式数を調整することが適切な場合には、当社は、合理的な範囲で、必要と認める付与株式数の調整を行う。

4 新株予約権の総数

485個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

5 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

6 新株予約権の割当日

2020年5月7日

7 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個につき88,000円（1株当たり880円）

但し、上記金額が新株予約権割当日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（取引が成立しない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価格とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で、新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく場合、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合は除く。）は、次の算式により1株あたりの行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」と、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

8 新株予約権を行使することができる期間

2023年4月16日から2026年4月15日まで

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 1,401,372 | 流動負債 | 1,329,867 |
| 現金及び預金 | 481,820 | 支払手形 | 255,592 |
| 受取手形 | 4,646 | 買掛金 | 220,181 |
| 売掛金 | 417,859 | 一年内返済予定の長期借入金 | 657,878 |
| 電子記録債権 | 5,789 | リース債務 | 13,649 |
| 商品及び製品 | 239,575 | 未払金 | 58,807 |
| 仕掛品 | 20,913 | 未払費用 | 18,464 |
| 原材料及び貯蔵品 | 131,566 | 未払法人税等 | 11,361 |
| 前払費用 | 12,228 | 預り金 | 9,479 |
| 未収入金 | 72,944 | 前受金 | 4,063 |
| その他の他 | 15,134 | 賞与引当金 | 42,509 |
| 貸倒引当金 | △1,106 | 設備関係支払手形 | 28,730 |
| 固定資産 | 4,260,818 | その他の他 | 9,149 |
| 有形固定資産 | 3,499,629 | 固定負債 | 2,447,971 |
| 建物 | 902,874 | 長期借入金 | 2,402,109 |
| 構築物 | 31,996 | リース債務 | 45,472 |
| 機械及び装置 | 645,055 | 長期未払金 | 390 |
| 車両運搬具 | 2,708 | 負債合計 | 3,777,838 |
| 工具器具備品 | 161,086 | (純資産の部) | |
| 土地 | 1,539,795 | 株主資本 | 1,866,805 |
| 建設仮勘定 | 216,112 | 資本金 | 809,639 |
| 無形固定資産 | 92,402 | 資本剰余金 | 729,639 |
| ソフトウェア | 54,402 | 資本準備金 | 729,639 |
| 電話加入権 | 1,176 | 利益剰余金 | 335,368 |
| その他の他 | 36,822 | 利益準備金 | 2,200 |
| 投資その他の資産 | 668,786 | 別途積立金 | 202,593 |
| 投資有価証券 | 3,542 | 繰越利益剰余金 | 130,574 |
| 関係会社株式 | 585,190 | 自己株式 | △7,842 |
| 出資金 | 0 | 評価・換算差額等 | 1,540 |
| 長期貸付金 | 8,062 | その他有価証券評価差額金 | 1,540 |
| 繰延税金資産 | 56,764 | 新株予約権 | 16,005 |
| 保険積立金 | 17,605 | | |
| 差入保証金 | 1,564 | | |
| 破産更生債権等 | 910 | | |
| 貸倒引当金 | △4,853 | | |
| 資産合計 | 5,662,190 | 純資産合計 | 1,884,352 |
| | | 負債純資産合計 | 5,662,190 |

損 益 計 算 書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|
| 売上高 | 3,042,790 |
| 売上原価 | 1,707,303 |
| 売上総利益 | 1,335,486 |
| 販売費及び一般管理費 | 1,222,215 |
| 営業利益 | 113,270 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 501 |
| 受取配当金 | 138 |
| 受取賃貸料 | 187,645 |
| その他 | 26,464 |
| 合計 | 214,749 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 17,490 |
| 減価償却費 | 183,031 |
| 為替差損 | 6,045 |
| その他 | 2,936 |
| 合計 | 209,503 |
| 特別利益 | 118,516 |
| 固定資産売却益 | 13,280 |
| 新株予約権戻入益 | 19,436 |
| 保険差益 | 3,207 |
| 特別損失 | |
| 固定資産売却損 | 26,873 |
| 固定資産除却損 | 9,734 |
| 減損損失 | 52,562 |
| 合計 | 89,169 |
| 税引前当期純利益 | 65,270 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 17,536 |
| 法人税等調整額 | 19,451 |
| 当期純利益 | 28,282 |

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| | 株主資本 | | | | | | | |
|-----------------------------|---------|-----------|--------------|-----------------|-----------|-----------|-------------|-----------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | |
| | | 資本 準備金 | その他 資本剰余金 | 資本 剰余金 合計 | 利益 準備金 | その他利益剰余金 | | 利益 剰余金 合計 |
| | | | | | | 別途 積立金 | 繰越利益 剰余金 | |
| 2019年4月1日残高 | 797,701 | 717,701 | — | 717,701 | 2,200 | 202,593 | 146,095 | 350,888 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | 11,938 | 11,938 | | 11,938 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | △43,803 | △43,803 |
| 当期純利益 | | | | | | | 28,282 | 28,282 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | | | | | | |
| 事業年度中の変動額合計 | 11,938 | 11,938 | — | 11,938 | — | — | △15,520 | △15,520 |
| 2020年3月31日残高 | 809,639 | 729,639 | — | 729,639 | 2,200 | 202,593 | 130,574 | 335,368 |

(単位：千円)

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-----------------------------|--------|------------|------------------|----------------|---------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本 合計 | その他有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 2019年4月1日残高 | △7,722 | 1,858,570 | 969 | 969 | 41,144 | 1,900,683 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | |
| 新株の発行 (新株予約権の行使) | | 23,876 | | | | 23,876 |
| 剰余金の配当 | | △43,803 | | | | △43,803 |
| 当期純利益 | | 28,282 | | | | 28,282 |
| 自己株式の取得 | △120 | △120 | | | | △120 |
| 株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額) | | | 571 | 571 | △25,138 | △24,566 |
| 事業年度中の変動額合計 | △120 | 8,235 | 571 | 571 | △25,138 | △16,331 |
| 2020年3月31日残高 | △7,842 | 1,866,805 | 1,540 | 1,540 | 16,005 | 1,884,352 |

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時 価 の あ る も の……………事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

② たな卸資産

商 品 及 び 製 品 …………… 移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

仕 掛 品 …………… 移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料及び貯蔵品 …………… 主として移動平均法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

… 定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～47年

機械及び装置 2年～15年

② 無形固定資産

… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 表示方法の変更

損益計算書

前事業年度まで、特別損失の「その他」に含めて表示しておりました「減損損失」（前事業年度3,379千円）は、重要性が増したため、当事業年度においては区分掲記しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

| | |
|----|-------------|
| 建物 | 527,504千円 |
| 土地 | 1,525,693千円 |
| 計 | 2,053,198千円 |

担保に係る債務

| | |
|---------------|-------------|
| 一年内返済予定の長期借入金 | 32,702千円 |
| 長期借入金 | 967,298千円 |
| 計 | 1,000,000千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額…………… 1,649,715千円

(3) 休止固定資産

| | |
|--------|-----------|
| 機械及び装置 | 103,586千円 |
| 工具器具備品 | 11,798千円 |
| 計 | 115,384千円 |

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

| | |
|-------------|-----------|
| 短期金銭債権…………… | 48,139千円 |
| 短期金銭債務…………… | 127,507千円 |

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

| | |
|----------------|-----------|
| 営業取引（収入分） | 64,800千円 |
| 営業取引（支出分） | 777,480千円 |
| 営業取引以外の取引（収入分） | 225,626千円 |

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

| 株式の種類 | 当期首株式数 | 当期増加株式数 | 当期減少株式数 | 当期末株式数 |
|-------|--------|---------|---------|--------|
| 普通株式 | 15,595 | 93 | — | 15,688 |

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 93株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

| | |
|-----------|-----------|
| 賞与引当金 | 11,762千円 |
| たな卸資産評価損 | 2,406千円 |
| 減価償却費 | 1,337千円 |
| 未払退職金 | 118千円 |
| 固定資産除却損 | 2,965千円 |
| 減損損失累計額 | 18,955千円 |
| 貸倒引当金 | 40,302千円 |
| 関係会社株式評価損 | 2,148千円 |
| 繰越欠損金 | 41,037千円 |
| その他 | 4,639千円 |
| 繰延税金資産小計 | 125,673千円 |
| 評価性引当額 | △68,234千円 |
| 繰延税金資産合計 | 57,439千円 |

(繰延税金負債)

| | |
|--------------|----------|
| その他有価証券評価差額金 | 674千円 |
| 繰延税金負債合計 | 674千円 |
| 差引：繰延税金資産の純額 | 56,764千円 |

6. 関連当事者との取引に関する注記
子会社及び関連会社等

| 属性 | 会社の名称 | 議決権等の所有割合 | 関連当事者との関係 | | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----|------------------|-----------|-----------|---|-----------------|----------|-------|----------|
| | | | 役員の兼任 | 事業上の関係 | | | | |
| 子会社 | 株式会社アテクトコリア | 直接100.0% | 2人 | 製品・原材料の仕入、営業業務の受託、役務提供 | 製品・原材料等の購入(注1) | 197,893 | 買掛金 | 103,083 |
| | | | | | | | 未払金 | 1,219 |
| | | | | | 設備の売却(注3) | 37,866 | 未収入金 | 6,000 |
| | | | | | 経営指導料等(注4) | 16,800 | 売掛金 | 1,400 |
| 子会社 | 株式会社アテクトエンジニアリング | 直接100.0% | 2人 | 製品・原材料の販売及び仕入、外注加工の業務委託、資金の貸付、管理業務の受託、施設・設備の賃貸、役務提供 | 商品・原材料等の購入(注1) | 32,709 | 買掛金 | — |
| | | | | | 外注加工の業務委託(注1) | 544,012 | 買掛金 | 23,203 |
| | | | | | 資金の回収(注2) | 70,000 | 長期貸付金 | — |
| | | | | | 利息の受取(注2) | 421 | 未収収益 | — |
| | | | | | 施設・設備使用料の受取(注3) | 187,339 | 未収入金 | — |
| | | | | | 業務委託料等(注4) | 48,000 | 売掛金 | — |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 売上及び仕入、外注加工等については、市場価格等を勘案して決定しております。
(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
(注3) 設備の売却・施設・設備使用料については、市場価格及び総原価等を勘案して決定しております。
(注4) 経営指導料及び業務委託料等については、業務の内容を勘案して決定しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|------------|---------|
| 1株当たり純資産額 | 424円58銭 |
| 1株当たり当期純利益 | 6円45銭 |

8. 重要な後発事象に関する注記

「連結注記表【重要な後発事象に関する注記】に記載しているため、注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社アテクト
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 林 直也 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 武藤 元洋 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アテクトの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アテクト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

株式会社アテクト
取締役会 御中

ひびき監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 林 直也 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 武藤 元洋 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アテクトの2019年4月1日から2020年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、監査役会において審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る、事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人ひびき監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株式会社 アテクト 監査役会
常勤監査役 樋野勝秀 ⑩
社外監査役 内海和夫 ⑩
社外監査役 草地邦晴 ⑩

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもちまして取締役小高得央、香川恵一、古田芳浩、清水盛明の4氏は任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は次の通りであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 (株) |
|---|----------------------|---|-----------------------|
| 1 | 小高得央 (1962年6月17日) | 1986年4月 三井物産(株)入社 1995年1月 消滅会社(株)フルステリ 代表取締役社長就任 1997年3月 大日実業(株) (現当社) 代表取締役社長就任 (現任) 1997年8月 消滅会社大日化成工業(株) 代表取締役社長就任 2007年5月 (株)アテクト코리아代表取締役就任 2010年1月 アテクト・プログレッシヴ・アンド・イノヴェイティヴ・マニユファクチャリング(株) (現(株)アテクトエンジニアリング) 代表取締役社長就任 2010年8月 上海昂統快泰商貿有限公司董事長就任 2010年11月 安泰科科技股份有限公司董事長就任 2019年7月 安泰科科技股份有限公司董事就任 (現任) | 1,850,800 |
| [取締役候補とした理由] これまで当社の代表取締役社長として長年経営に携わっており、経営に関する豊富な経験と高い見識を兼ね備えております。また、強いリーダーシップと決断力のもと当社を牽引してきた実績と、当社の発展及び取締役会のさらなる機能強化に資するため引続き取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |

| 候補者 番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 (株) |
|---|--|--|-----------------------|
| 2 | か がわ けい いち 香 川 恵 一 (1962年 7月31日) | 1985年 4月 日本ビクター(株)入社 1989年 4月 太陽誘電(株) 総合研究所入社 2006年 7月 同社子会社(株)ザッツ福島 代表取締役就任 2010年11月 同社 記録メディア事業本部 部長就任 2011年 4月 当社入社 生産技術ディヴィジョン リーダー就任 安泰科科技股份有限公司董事就任 (株)アテクト코리아取締役就任 2012年 2月 アテクト・プログレッシヴ・アン ド・イノベーション・マニフ ァクチャリング(株) (現(株)アテクト エンジニアリング) 取締役就任 2012年 6月 取締役就任 2013年 6月 専務取締役就任 2018年 6月 代表取締役専務就任 2019年 7月 (株)アテクト코리아代表取締役社長 就任(現任) (株)アテクトエンジニアリング代表 取締役社長就任(現任) 上海昂統快泰商貿有限公司董事長 就任(現任) 安泰科科技股份有限公司董事長就 任(現任) 2020年 4月 代表取締役副社長就任(現任) | 13,200 |
| [取締役候補とした理由] 上場会社である太陽誘電株式会社が在職時から技術分野及び事業全般の運営に携わってきた豊富な経験と見識を有しており、当社入社後も専務取締役・代表取締役専務・代表取締役副社長として経営全般において強いリーダーシップを発揮していることから、引続き取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 (株) |
|---|--|--|-----------------------|
| 3 | ふる 古 た 田 よし 芳 ひろ 浩 (1954年9月22日) | 1978年4月 松下電工(株)入社 2008年6月 同社取締役就任 2009年4月 パナソニック(株)システム・設備事業推進本部 副本部長就任 2011年6月 同社常任監査役就任 2015年6月 同社顧問就任 2016年6月 当社監査役就任 2018年1月 (株)アテクトコア監査役就任(現任) 2018年1月 (株)アテクトエンジニアリング監査役就任 2018年6月 当社取締役就任(現任) 2019年7月 (株)アテクトエンジニアリング取締役就任(現任) | — |
| 〔取締役候補とした理由〕 上場会社である松下電工株式会社等に在職時から経営全般に携わってきた豊富な経験と見識を有し、当社入社後も監査役として監査業務に貢献した経験と取締役として経営全般において強いリーダーシップを発揮していることから、引続き取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |
| 4 | むら やま けん じ 村 山 憲 司 (1952年6月8日) 【新任】 | 1975年4月 三菱銀行(株)入行 1998年1月 東京三菱銀行北畠支店長 1999年10月 同行今里支社長 2001年4月 同行東大阪支社長 2003年3月 同行梅田支社長 2005年4月 中央青山監査法人 事業開発部ディレクター 2007年2月 萬世電機(株)管理本部長 2007年6月 同社取締役管理本部長 2009年6月 同社常務取締役管理本部長 2014年4月 同社専務取締役管理本部長兼経営企画部長 2019年7月 (株)クリハラント顧問(現任) (株)NSC顧問(現任) 植田建設工業(株)顧問(現任) | 1,000 |
| 〔社外取締役候補とした理由〕 金融機関における永年の法人取引経験の他、上場会社管理部門長として経営全般に携わってきた豊富な経験と幅広い見識を経営全般に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。 | | | |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 村山憲司氏は、社外取締役候補者であります。
なお、村山憲司氏が原案通り選任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第29条において、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定め

ております。本議案が原案通り承認された場合には、村山憲司氏との間で、賠償責任の限度を法令が定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。

4. 所有する当社株式の数は2020年3月31日時点のものであります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役内海和夫氏は任期満了となり、樋野勝秀氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出にあたりましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 | 所有する 当社株式の数 (株) |
|--|---|---|-----------------------|
| 1 | <p>ひぐち よしひさ 樋口 善久 (1958年1月27日) 【新任】</p> | <p>1980年4月 松下電器産業(株)(現パナソニック(株)) 入社 1989年1月 マレーシア松下テレビ(株) 出向 1992年5月 オーストラリア松下電器(株) 出向 1998年3月 松下電器産業(株)(現パナソニック(株)) 本社経理部 2008年5月 パナソニックノースアメリカ(株) 北米業績管理部長 出向 2011年9月 パナソニック(株)本社 監査役室 2018年4月 松下不動産(株)総務部長</p> | — |
| <p>〔社外監査役候補とした理由〕 上場会社であるパナソニック株式会社及び関連会社の経理部門での豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、業務執行者として会社経営に関与したことはありませんが、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p> | | | |
| 2 | <p>はしもと よしこ 橋本 良子 (1960年5月19日) 【新任】</p> | <p>1983年3月 松下電工(株)入社 2010年4月 パナソニック電工創研(株) 出向 2016年4月 立命館大学イノベーション・マネジメント研究センター客員研究員 (現任) 2017年4月 大阪成蹊大学教授 2018年4月 立命館大学大学院経営管理研究科 非常勤講師(現任) 2019年4月 事業構想大学院大学教授(現任)</p> | — |
| <p>〔社外監査役候補とした理由〕 上場会社であった松下電工株式会社の事業企画部門等での豊富な経験及び大学教授としての専門的な見識を当社の経営に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、業務執行者として会社経営に関与したことはありませんが、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。</p> | | | |

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 樋口善久氏及び橋本良子氏は、社外監査役候補者であります。
なお、樋口善久氏及び橋本良子氏が原案通り選任された場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定です。
3. 社外監査役との責任限定契約について
当社は、社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第39条において、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を

定めております。本議案が原案どおり承認された場合には、樋口善久氏及び橋本良子氏との間で、賠償責任の限度額を法令が定める額とする責任限定契約を締結する予定であります。

4. 橋本良子氏の戸籍上の氏名は、岡野良子であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 滋賀県東近江市上羽田町3275番地1
株式会社アテクト 特設会場
TEL 0748-20-3400 (代表)



- ・ JR近江八幡駅から車で20分程度
- ・ 名神高速 蒲生スマートICから200m
 - ※ 1. 蒲生スマートICはETC車載器搭載のお車しか出入りできませんので、ご注意ください。
 - ※ 2. ETC車載器未搭載車の方の高速道路出入り口
大阪・京都方面の方：名神高速 竜王IC
名古屋方面の方：名神高速 八日市IC